

国住指第 8 4 8 号  
令和 2 年 6 月 1 6 日

各登録講習機関 御中

国土交通省住宅局建築指導課長  
( 公 印 省 略 )

建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について (第 4 報)

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について (第 3 報) (令和 2 年 5 月 21 日付国住指第 474 号)」により、6 月末まで建築士定期講習の実施を控えること等を要請するとともに、7 月以降の建築士定期講習等の実施については新型コロナウイルス感染症の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知するとしていました。

建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 22 条の 2 に規定する建築士定期講習に係る登録講習機関及び同法第 24 条第 2 項に規定する管理建築士講習に係る登録講習機関におかれましては、7 月以降の講習の実施について下記のとおりご対応いただきますようお願い申し上げます。

## 記

令和 2 年 5 月 25 日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定、5 月 25 日変更)において、全都道府県の緊急事態宣言の解除が決定され、会合やイベント等に関しても、適切な感染防止策を講じた上で開催することが可能とされたところです。

7 月以降の建築士定期講習の実施については、当該方針等において社会経済活動を行っていく上で求められる感染防止対策として示されている事項等を参考に、段階的緩和の目安等を始め、国や都道府県からの要請等に十分留意しつつ、講習会場において感染防止のための取組 (待合場所等における密集回避、手指の消毒、マスク着用、室内の換気等) を実施するなど、講習受講者、講師及び職員への感染拡大防止に万全を期して実施していただくようお願いいたします。

また、感染が疑われる者が発生したことが判明した場合には、速やかに、都道府県等の保健所等の指導に従い、適切な措置を講じるようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る感染拡大防止に起因する理由により、建築士法第 22 条の 2 に定められた建築士定期講習に係る責務を果たせなくなるケースについては、一級建築士及び構造設計一級建築士並びに設備設計一級建築士に係る

建築士法第 10 条の規定の取扱いを柔軟に行う予定としておりますのでご注意ください。二級・木造建築士についても同様の取扱いを都道府県に依頼している点について、ご留意いただければと思います。

また、管理建築士講習に係る登録講習機関につきましても、建築士定期講習と同様に、感染防止対策の徹底を図ったうえで実施いただきますようお願い申し上げます。

これら要請及び上述の建築士法上の取扱いに関する考え方については、建築士関係団体等を通じて周知していますが、貴機関におかれましても、講習の受講予定者に対して周知いただくようお願いいたします。

以上

**【問合せ先】**

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、北川

TEL : 03-5253-8513

国住指第 8 4 9 号  
令和 2 年 6 月 1 6 日

各都道府県  
建築行政主務部長 御中

国土交通省住宅局建築指導課長  
( 公 印 省 略 )

建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について (依頼) (第 4 報)

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について (第 3 報) (令和 2 年 5 月 21 日付国住指第 475 号)」により、6 月末まで建築士定期講習の実施を控えること等を要請するとともに、7 月以降の建築士定期講習等の実施については新型コロナウイルス感染症の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知するとしていました。

二級・木造建築士制度を所管する都道府県におかれましては、下記の通りご対応いただきますようお願い申し上げます。

また、貴職におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

#### 記

別添のとおり、建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 22 条の 2 に規定する建築士定期講習に係る登録講習機関及び同法第 24 条第 2 項に規定する管理建築士講習に係る登録講習機関に対し、建築士定期講習及び管理建築士講習における新型コロナウイルス感染症への対応について通知しています。

新型コロナウイルス感染症対策に係る感染拡大防止に起因する理由により、建築士法第 22 条の 2 に定められた建築士定期講習に係る責務を果たせなくなるケースについては、一級建築士及び構造設計一級建築士並びに設備設計一級建築士に係る建築士法第 10 条の規定の取扱いを柔軟に行う予定としておりますので、二級・木造建築士制度を所管する都道府県におかれましても、同様に二級・木造建築士に係る同条の規定の取扱いを柔軟に行うようお願い申し上げます。

また、「建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等について (技術的助言)」(平成 24 年 12 月 3 日付国住指第 3329 号) のとおり、建築士定期講習の受講状況については、建築確認手続きの中で確認していただいているところですが、これについても、取扱いを引き続き柔軟に行うようお願いいたします。

以上

#### 【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、北川  
TEL : 03-5253-8513